

p192 「一問一答」

1. 一般用検査薬は、薬局と店舗販売業においてのみ取り扱うことが認められている。
2. 一般用検査薬は、一般の生活者が正しく用いて健康状態を把握し、速やかな受診につなげることで疾病を早期発見するためのものである。
3. 一般用検査薬の検査に用いる検体には、採血や穿刺等を必要とするものも含まれる。
4. 一般用検査薬の販売時には、専門的診断におきかわるものでないことをわかり易く説明する必要がある。
5. 検出反応が起こるための最低限の濃度を、「検出感度」という。
6. 一般用検査薬は、温度の影響を受けることがあるため、冷蔵庫内に保管すると正しく検査されなくなるおそれがある。
7. 尿の検査では出始めの尿では、尿道や外陰部等に付着した細菌や分泌物が混入することがあるため、中間尿を採取して検査することが望ましい。
8. 尿タンパク検査の場合、原則として早朝尿（起床直後の尿）を検体とする。
9. 通常の尿は弱アルカリ性で、食事等の影響で中性～弱酸性に傾くと、正確な検査結果は得られない。
10. 妊娠検査薬はヒト絨毛性性腺刺激ホルモン（hCG）を検出するものである。
11. 一般的な妊娠検査薬は、月経予定日を過ぎて概ね1週目以降に検査することが推奨されている。
12. エタノールは、微生物のタンパク質を変性させ、それらの作用を消失させることから、結核菌を含む一般細菌類、真菌類、ウイルスに対する殺菌消毒作用を示す。
13. クレゾール石ケン液の原液は、結核菌を含む一般細菌類、真菌類、大部分のウイルスに対して殺菌消毒作用を示す。
14. 次亜塩素酸ナトリウムは酸化力が強く、金属腐食性や漂白作用等も有する。
15. ダイアジノン是有機リン系の殺虫剤で、アセチルコリンエステラーゼと不可逆的に結合し、その働きを阻害する。
16. フェノトリンはピレスロイド系の殺虫剤で、人体には使用できない。
17. ディートは虫よけ剤に用いられる忌避成分で、2歳未満の乳児は使用しないこととされている。
18. プロポクスル是有機塩素系殺虫成分で、アセチルコリンを分解する酵素と可逆的に結合し、その働きを阻害する。
19. オルトジクロロベンゼンは神経細胞に直接作用し、神経伝達を阻害する働きをもち、ウジやボウフラの防除に使用される。

20. シラミの防除は、散髪や洗髪、入浴による除去、衣服の熱湯処理等の物理的方法では効果がない。
21. 燻蒸処理によりゴキブリの駆除を行う場合、ゴキブリの卵は医薬品の成分が浸透しない殻で覆われているため、殺虫効果を示さない。
22. 蚊（アカイエカ、シナハマダラカ等）は、吸血によって皮膚に発疹や痒みを引き起こすほか、日本脳炎、マラリア、黄熱、デング熱等の重篤な病気を媒介する。
23. イカリジンとは、年齢による使用制限がない忌避成分で、蚊やマダニ等に対して効果を発揮する。

【解答】

1. × 配置販売業においても取り扱うことができる。
2. ○
3. × 採血や穿刺等の侵襲のないものが用いられる（尿、糞便、鼻汁、唾液、涙液 等）。
4. ○
5. ○
6. ○
7. ○
8. ○
9. × 通常の尿は弱酸性で、食事の影響で中性～弱アルカリ性に傾くと、正確な結果は得られない。
10. ○
11. ○
12. ○
13. × 大部分のウイルスに対する殺菌消毒作用はない。
14. ○
15. ○
16. × フェノトリンはピレスロイド系の殺虫剤で、シラミの駆除を目的に人体に使用されることがある。
17. × ディートを含む虫よけ剤については、生後6ヶ月未満の乳児は使用しないこと、6ヶ月～2歳未満は1日1回、2～12歳未満は1日1～3回使用とされている。
18. × プロポクスルはカーバメイト系殺虫成分。
19. ○
20. × 医薬品による方法以外に、散髪や洗髪、入浴による除去、衣服の熱湯処理等の物理的方法も有効である。
21. ○
22. ○
23. ○